

7 高消防第 683 号
令和 7 年 8 月 7 日

各 位

高 知 県 知 事

令和 7 年 8 月 4 日付けで公告をしました消防学校寮棟改修建築主体工事 (建第 7-5 号) につきましては、令和 7 年 8 月 5 日付けで質疑がありましたので、下記のとおり回答します。

記

No	質 疑	回 答
1	【営業所技術者又は特定営業所技術者について】 営業所技術者が主任技術者を兼務できる件につきましては、「経營業務の管理責任者及び営業所技術者等と工事現場に従事する主任技術者又は監理技術者の取り扱いについて (6 高土政第 1255 号令和 7 年 1 月 31 日通知)」の通りだと考えますが、今回工事の場合、弊社の配置予定技術者が兼務の要件を満たしていると判断して頂く場合に必要な情報や資料の提出があれば教えて頂けますようお願いいたします。	配置予定技術者の兼務要件を満たしている場合の確認書類について、特定の様式等はございませんが、根拠書類を提出していただく必要があります。

(問い合わせ先)

高知県危機管理部消防政策課

担当 : 小松

TEL : 088-823-9318

FAX : 088-823-9253

E-mail : 010301@ken.pref.kochi.lg.jp